

決算審査特別委員会意見書

今回審査した令和5年度決算は、喫緊の課題である新型感染症や原油価格・物価高騰に対応し、震災・原子力災害からの復興と福島ならではの地方創生を加速させるとともに、一つ一つの取組を更に「シンカ」させていくために編成された当初予算に加え、令和5年9月に発生した台風第13号による自然災害からの復旧等の新たな課題に対処するため8度の補正を行い、引き続き大きな規模となった。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・創生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑な運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行った。その結果、令和5年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも、議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は次のとおりである。

◎普通会計について

震災・原発事故から13年が経過した福島県の「復興・再生」と「地域創生」の成果を、目に見える形で実感できるようにしていくため、次の事項に留意の上、事務事業に取り組むこと。

1 財務事務の適正化について

契約事務手続きの不備、定例調定の調定期及び報償費や旅費の支払時期の遅延など、一部に不適切な事例が見られたことから、担当業務への理解の徹底を図ることはもとより、組織的なチェック機能を十分に果たすよう努めること。

また、県発注の土木関連工事の入札事務における設計金額の漏えい事案及び警察署内における捜査報償費の窃取事案が発生したことは、県政に対する県民の信頼を著しく失墜させるものであり、県民の信頼を取り戻すため、職員のコンプライアンス遵守と再発防止策の徹底に管理職員が中心となって全庁を挙げて取り組むこと。

2 業務執行体制について

新たな課題に迅速かつ的確に対応するため、専門職を含めた必要な人員確保に努め、引き続き、職員の心身の健康に配慮しつつ、適正な配置を図るとともに、職員の資質向上に必要な研修機会を確保するなど、業務執行体制の充実・強化に努めること。

3 収入未済について

県税については、税負担の公平性を維持し、財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の縮減に取り組むとともに、県税以外の収入未済額についても積極的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

また、併せて、職員の業務負担を考慮しつつ、債務者の財産状況等の把握を徹底するなどの債権管理を行い、行方不明、破産等により現実的に回収が困難なものについては、適時適切な不納欠損処分にも努めること。

◎流域下水道事業会計について

本事業は、令和2年4月1日に公営企業会計を適用して県行政や財務事務の透明性を確保し、また、令和3年3月に「福島県流域下水道事業経営戦略」を策定し計画的な経営に取り組んでいるが、公営企業会計の適用の意義や経営戦略策定の目的をしっかりと認識し、次の事項に留意の上、適正かつ効率的な事業経営に取り組むこと。

1 経営健全化の推進について

經常収支比率、流動比率、企業債残高対事業規模比率などの経営指標について具体的な目標値を設定するとともに、「福島県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づく広域化・共同化や接続率向上による収益確保など、より一層経営の効率化に努めること。

2 リスク管理について

各処理区の施設・設備については、大規模な自然災害に備えた耐震・耐水化対策等による強靱化を計画的に進めること。

◎工業用水道事業会計について

良質な工業用水の安定供給に努めるとともに、令和3年11月に策定した「福島県企業局経営戦略」の目的をしっかりと認識した上で、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むこと。

1 経営健全化の推進について

修繕計画の見直し等による経費削減や工業用水道料金の改定により単年度

収支は黒字となったが、企業債残高が大きいことに加え、中長期計画及び経営戦略に基づいた老朽施設の改築など、今後も多額の資金需要が見込まれることから、更なる経営の合理化・効率化を推進し、経営の健全化に努めること。

2 安定的な工業用水の供給について

中長期計画及び経営戦略に基づき、自然災害・地震等への強靱化、老朽化した施設の計画的な更新など、リスク管理を徹底し、安定的な工業用水の供給に努めること。

◎地域開発事業会計について

本事業は、令和2年度末に廃止が決定され、未分譲地の販売業務は商工労働部に移管されたことから、令和3年度以降の業務は企業債の償還や決算処理など事業の清算業務のみとなっている。令和5年度においては未利用固定資産の売却が完了するなど清算業務は着実に進捗しており、引き続き、令和6年度末までの事業廃止に向けた清算業務等に適正に取り組むこと。

◎県立病院事業会計について

「県立病院事業経営強化プラン」の基本目標である『地域に必要な医療の持続的な提供』、『効率的な病院経営』の達成に向け、県民に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう、次の事項に留意の上、適切な対応をとるよう努めること。

1 県立病院改革について

強化プランに基づき、中山間地域における政策医療の提供、先進的な精神科医療の提供、復興を支える医療提供体制の確保などに加え、病院経営の効率化に総合的に取り組むこと。

2 医業未収金について

個人に係る医業未収金については、訪問徴収の実施や弁護士法人への回収委託等により減少しているが、引き続き未収金の早期回収及び適正な管理に組織的に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めること。